

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(創刊1周年)1993年 2月1日 全国民闘連ニュース 第75号(1)

全国民闘連ニュース

第 7 5 号

1 9 9 3 年

2 月 1 日

年間購読料

3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045

第2回

「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会 報告集PARTII



第2回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会 分科会報告

第1分科会

在日の戦後補償

日本に対するアジア諸国からの
戦後補償要求

弁護士 在間秀和

戦後補償の問題が裁判という形で社会的に提起された問題として、台湾人元日本兵の賠償請求事件が最初です。ただこの件については、1992年4月28日、最高裁は不当にも立法政策の判断として、請求を棄却しています。

続いて、日本の支配下におかれた韓国・朝鮮人の人達の戦争犠牲者からの様々な補償要求がなされている。1990年8月「サハリン残留韓国・朝鮮人補償請求裁判」が、東京地裁に提訴されました。また、在日の元軍属の戦争被害者3名がそれぞれ日本国を被告として裁判を提起しています。さらに、1991年11月、5名の在日韓国人、2名の韓国在住の人達が、「BC級戦犯者」として処罰を受けた立場から、日本国を相手に東京地裁に提訴しました。

冷戦の終結と共に日本の戦後責任の問題が一挙に表面に現れました。これを機会に真の道義を実現させるため、広範な人達が連帯して運動を進める必要があると思います。

在日の戦後補償を求める
全国キャンペーン報告

キム ソン ギル

在日の戦後補償を求める会 金 宣 吉

5月24日、韓国YMCAを皮切りに、全国集会、署名行動、自治体行進という一連の行動を行いました。集会においては、29年前に作られた「忘れられた皇軍」を流してこの問題を一人でも多くの人に知らせました。

徒步行進では、大阪～東京間35,000人もの署名を集約し、要望するという行動を行いました。

(行進、地域集会を記録したビデオを上映し報告にかえた。)

石成基さん、陳石一さん
支援活動報告

キム ジョンチャン

在日の戦後補償を求める会 金 宗 深

8月13日、石さん、陳さんがようやく

提訴しました。第1回口頭弁論が10月19日にあり、石さんは、「国家と国民の間には、戦前、四大義務があり、その義務を私は実行し守ってきました。しからは、国民の三大権利を主張できることは当然のことである。三大権利のうち一つの自由権は事欠かないが、参政権もなくもっとも大切な受益権を受ける権利が守られていない。なぜならば、日本の国家は、私達に傷をおわせた加害者であるから補償を行うのが当然のことであるのに、日本の行政は補償する気が全くなく私の訴えを退け続けている。」と、陳さんは、「私らが今帰化しようとして韓国籍でいようとあの時はみんな日本人にされて、日本人として戦争に駆り出されたり殺されたり、負傷したりしたんだから、国として補償しなくちゃならないのは同じでしょう」と訴えました。二人の病状を考えると、あまり長い裁判に耐えられそうもなく、早期の結審が望まれます。これから皆さんの厚い裁判支援をお願いします。

鄭商根さんの戦後補償裁判を

支える会活動報告

チョン ス ニル

鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会 鄭 順 一

鄭さんが大阪地裁に提訴してから、約1年11ヶ月がたち、この間に9回の裁判が行われました。これまでの裁判では、国籍・戸籍条項の合理性の説明など政府

はなく、非常に不合理な内容のため、合理性を訴えています。どちらかといえは今のところ鄭さん側のペースで裁判は進んでいます。

支える会の活動としては、三つの柱があります。一つは、裁判の費用をまかなっていく。二つは、この問題をたくさんの人に知ってもらうため、その輪を広げることで力にしていこう。三つめは、日本政府に対して戦後補償を求めていく働きをしていこう。の三つです。

鄭さんのような方々は、本当に日、一日私等の知らないところで病気をされたり、亡くなられたりという方がいてと思うのです。この裁判を含めて支援する輪を早急に広げ、日本政府を動かしていきたいと思います。

BC級戦犯支援活動報告

日本の戦争責任を代わりさせられた

韓国・朝鮮人BC級戦犯を支える会 田口裕史

BC級戦犯とされた朝鮮人は、ほとんどが連合国の捕虜の監視員でした。

1942年5月に連合国軍の捕虜が増えたので、朝鮮半島から約3000名の青年が日本軍軍属として動員されたのですが、戦後連合国が行った、BC級戦犯裁判の対象にその青年達がはめられたのです。

本来責任は天皇が負うべきであって、日本軍の主導者、捕虜収容所の責任者が負うべきであった日本の戦争責任を、日

本の植民地支配で犠牲になった朝鮮人に
負わされてしまったのです。朝鮮人戦犯
は全部で148名おりますが、この内の129
名が捕虜監視員です。

この問題は、BC級戦犯とは何か、な
ぜ彼等が戦犯となったのか、そういうと
ころから説明しなければならないところ
に、他の補償問題との違いがあります。
当事者の方々は、戦後からこれまで生き
てきて、仲間たちが死刑にされたり、自
殺したということて亡くなっていく、そ
ういった死者達の無念の思いを何として
でもはらしたい。といった感情でこの裁
判を進めているわけです。BC級戦犯者
の場合は、肉体的なダメージはなく、む
しろ当事者たちが抱いてきた、精神的な
葛藤、そういうものが一番救済されるべ
き点であると思います。

す。「大阪方式」(「経営情報」「国際」
を事務職の専門職として撤廃)について
議論するなかで同一の見解を形作りたい
と問題提起されました。また、現在国籍
条項が、日韓間においても国家間レベル
の問題となっている状況があります。一
方、日本国内では、地方の自治体が国籍
条項を設け直すなどの動きがあり、実際
に和歌山県の田辺市では、「受験者にも
迷惑がかかる」といった理由で差別意識
を公然と現している自治体が出てきてい
る現状があります。

また「大阪方式」では、今年度の在日
韓国・朝鮮人の採用者がなく、エリート
のみ採用する形態となっており、教員に
ついては、「教諭」から「常勤講師」と
差別化するなど多くの問題が山積してい
ます。郵便内務職の国籍条項問題も26名
の外務員が採用されていることから早
急に具体的な運動を展開していかなけれ
ばなりません。

第2分科会

公務員の国籍条項撤廃運動

国籍条項をめぐる一進一退

公務員採用国籍条項撤廃全国連絡会議 水野精之

今回の分科会は今日までの国籍条項撤
廃運動の経緯と現在、問題となってい

「大阪方式」の評価と

国籍条項撤廃闘争の展望

コウ ジョシ

文芸的大阪市受験を認めさせる会 高 正

「大阪方式」の積極面について、専門事
務職という職種を設けたことは、「公権
力の行使論」の矛盾を自治体が認めたも
のであり、現実に行われている業務の中
に多くの「外国人でも就業可能な」もの
があることを自治体当局が認めざるを得

ないことを示しています。しかしながら、これまで以上に専門性が求められることにより、受験対象者のほとんどが排除される結果となっています。

今後の闘いについては、在日韓国・朝鮮人の進路保障の観点からも、受験者の大多数を占める高校卒の事務職撤廃を求めることと、専門事務職を増やす闘いが必要であり、差別国籍条項が日本のアパルトヘイトとして恥じるべき問題としての意識作りが大切です。今世紀中には、全ての自治体の国籍条項を撤廃する運動を展開しなければなりません。

「公務員の国籍条項撤廃運動」

兵庫のとりくみ

ファン クァンナム

黄 光 男

兵庫県では20市70町ですでに国籍条項は全廃され、残るは兵庫県と神戸市のみとなっています。神戸市については、裁判闘争で争ってはいたのですが、白君の病状悪化のため、1991年9月、起訴を取り下げる結果となってしまいました。また、神戸市に対する直接交渉では、神戸市側は、大阪市の判断を待つとし、「大阪方式」と同様の結果となりました。

国籍条項撤廃運動は、就職差別撤廃の一つとして捉えなければなりません。在日の大部分は、民間企業で働くことになり、民間企業の就職差別の実態を明かにする調査などができればと思います。子

ども達に、夢と希望をもって仕事の選択ができる状況をつくるためには、就職差別撤廃運動に取り組まなければなりません。特に国籍条項撤廃によって役所などで働く姿を見せる事が必要だと思います。一年一年成果を発表できる場としていきたい。

教員採用問題

— 91・3・22 文部省通知その後 —

韓・在日韓・朝鮮人生徒の教育を考える会 小綿 剛

日韓会議の「覚書」に基づく文部省通達により、各都道府県、政令指定都市で教員採用の国籍条項問題はほとんど撤廃されましたが、東京都以外では「教諭」採用していたところが文部省の強い指導により、「常勤講師」採用となりました。東京都は、現在も検討中として「教諭」採用していますが、実際試験に合格した在日韓国・朝鮮人はいません。逆に兵庫県のように、「教諭」採用ではここ数年採用がなかったのが、「常勤講師」採用になると合格者がでてくるなどのように採用数が増えたのでないか。

文部省に対しては、全朝教大会で「教諭」任用を求める決議が採択され、その後、文部省交渉、自治省交渉を行ってきました。

今後、教員採用問題については、「教諭」採用を求めていく行政交渉を続けるとともに、現実には多くの在日韓国・朝鮮

人教員を採用させるための受験者を把握する取り組みが必要です。また、自治体の国籍条項については、高校生の進路の観点からも「大阪方式」に留まらず、国籍条項を全廃していく闘いが必要ではないでしょうか。

神奈川での取り組み
ー横浜での闘いを中心にー

民族差別と闘う神奈川連絡協議会 大石文雄

横浜では、1991年4月に横浜市国籍条項撤廃連絡会の結成を契機に取り組みが進められ、国籍条項撤廃に向けた対市交渉がもたれました。交渉の中で、市の行政の中に民族差別(日本人の住民登録課は昼も業務を行うが、外国人の窓口は行わない)があることを明らかにし、調査と撤廃に努めることを約束させてきましたが、いまだにその回答を出していない現状があります。横浜市の転職試験の中になかった国籍条項が「平成」3年度試験から設けられました。市側に対し、労基法3条、「国籍差別の禁止」地公法13条「平等取扱」との整合性を追求しましたが、市側は、「転職は新たな採用と同じである」また「当然の法理」論をもちだして、国籍条項を設けていると回答を繰り返し、交渉を打ち切ろうとしてきました。今後連絡会は、転職試験の問題をさらに大きな問題として捉え、裁判闘争も考慮しながら取り組みます。

また、横浜市も「大阪方式」と同様に「経営」「国際」「情報」が新職種として国籍条項が撤廃されました。川崎市は、高卒試験に「情報処理」大卒試験に「舞台芸術」を「一般事務」区分に加えてきましたがそれらは採用枠が狭く、多くの高卒者が受験できず、今後の運動課題として、在日韓国・朝鮮人の子ども達と共に生きていける社会にしていけるためにも一般事務職、技術職の完全撤廃を求めていく闘いが必要です。

第3分科会

生活権

在日外国人障害者等の
年金保障を求める運動報告

キム ジョンオク

民族差別を許さない韓の会 金政玉

国の動向と、全国連絡会の取り組みについては、各自治体レベルでの取り組みを背景に、全国連絡会としても、1992年に2回の厚生省年金課との交渉を行いました。厚生省の見解は次の3点に要約されます。

①年金制度の根幹は社会保険方式。拠出制が原則。

②様々な制度的理由によって存在してい

る日本人無年金者とのバランスが大切。

③経過措置の適用による救済は年金制度の創設時(1959年)に限って実施するのが原則。

全国連絡会としては、特に第3点目の見解に対して、沖縄と小笠原の復帰の際には「適用拡大」であるにもかかわらず非常に弾力的な経過措置を適用していた事実をもとに反論しました。しかし、厚生省は、「もともと日本の国の人だったから、外国人の場合とは違う」という排他的な姿勢で見解を改めようとしませんでした。

今後は、1994年「公的年金制度の見直し」にむけて発足した「年金制度審議会」への働きかけ、時期通常国会に向けた国会請願署名運動などを行います。

在日外国人の障害年金差別を
なくすための大阪での取り組み

シン ヨン ホン

在日外国人の障害年金差別をなくす会 慎 英 弘

大阪市独自の救済措置を求める運動の経過については、当初「なくす会」は、大阪市との話し合いを月1回ベースで行いましたが、自治体としての具体的な救済策は示されず、厳しい状況が続きました。しかし、「国際都市、人権都市、福祉都市」の三位一体の都市・大阪という自治体の理念を問いながら、デモ行進や署名活動を展開し、ついに2月24日、運動の成果が実り、制度実現がマスコミに

公表されました。

新制度の課題としては次のような点があげられます。

①障害基礎年金と比べて、支給対象者の枠が狭い。

②支給金額が障害基礎年金の48%である

③新制度ができたことが本人に伝わりにくい。

もちろん、自治体として、国の制度を全面的に肩代わりすることには無理があります。自治体の制度はあくまでも暫定的な措置であり、年金制度そのものの改善に向け、国への働きかけをさらに強めていかねばなりません。

大阪・入居差別裁判状況報告

鎌一さんの入居差別訴訟 永嶋里枝

この入居裁判では、今回民法のオーソリティーである沢井裕先生の鑑定意見書は、「仲介業者であるキンキホームには代理権はなく、契約は成立していなかった」とする被告側の主張に対して、「家主は契約の成立を信じた原告に対し、契約の不成立を主張できない」とし、家主の契約締結拒否は応諾自由の濫用にあたり許されないという立場を明確に示しました。このことは、大きな武器となるとともに大きな励みにもなりました。

また、「宅建業法の趣旨は、経済的公正の維持、確保であり、民族差別による取

引拒否は宅建業法の適用対象ではなく、そこにおける大阪府の作為責任を発生させるものではない」という大阪府の主張に対して、「宅建業法は、消費者保護の観点をも含むものであり、差別の禁止も当然含まれる」と反論し、かつて大阪府が入居差別業者に対して行政処分を前提とした「聴聞」手続きを行った事実が示されました。

奈良での入居差別問題のとりくみ

親・入居差別許さない会 一原正人

在日2世の金孝至さんのアボジが夜間中学校でこのことを話したことをきっかけにして、「入居差別を許さない会」を結成し、まず、自分の地域の問題として考えるという姿勢から、家主と話をしていく取り組みを始めました。「部落差別はあかんと思うが、韓国・朝鮮人に対しては思いが至らなかった」と答える家主もいました。入居差別を行った4件の業者との話し合いも行いました。結局、商売上家主には強く言えないとする業者もありますが、どの業者も行政の指導を恐れているようで、県の行政責任を追求する必要性を感じました。



第4分科会

教育

民閥連運動の教育活動

チョウヒョンギル

民族差別と闘う大阪連絡協議会 趙 顯 吉

大阪の在日韓国・朝鮮人教育が20年を経て大きな節目を迎えようとしています。「民族教育をしろ」と行政を突き上げてきた時代から「どのような民族教育を創りだしていくのか」という時代に入りました。

地域から始まったトッカビ子ども会は子どもや親の現実から出発し、子どもや親の要求に応える活動として、進路保障の取り組みを民族教育の課題としてきました。将来、この差別がある現実社会で、在日韓国・朝鮮人としての自覚をもってどう生きるのか、を保障していく活動が教育の課題として必然でした。その中から郵便外務職の国籍条項撤廃運動や、八尾市職員国籍条項撤廃運動へとつながっていきました。そういう意味において、学力の捉え方も「差別を見抜く力」「生きるための力」と捉え、子どもたちに保障していくことが民族教育の課題となります。進路保障の取り組みがなく文化活

動に中心が置かれると、一時期文化が出来たにすぎず、「思い出」になってしまいます。文化活動で韓国・朝鮮のきれいなものを単にきれいというのではなく、その気持ちをどう生かしていくのが大事です。八尾でも、中国人、ベトナム人が増加している中で、「中国人帰れ」と我々の祖父母が受けてきた差別と同じことが繰り返されています。民族教育のなかで育った子どもたちがいまどう生きているのか、本名で社会にでているのか、20年をふりかえり、見直す必要があります。子どもたちのため、社会で生きていけるような民族教育が必要だし、それが中国、ベトナム人の教育にもつながっていくと思います。

人権教育・ふれあい教育の
推進について

神奈川教育総務 藤家 崇

1991年6月に設置された人権教育・ふれあい教育推進担当の設置に至る経過と趣旨、主な取り組みについて話します。神奈川県は、'92年6月現在で、外国人が10万4千人住んでいるまさに国際化の最前線にいます。1980年から「内なる民際外交」をモットーにアジアからの外国人を支えていこう、また学校教育の荒廃から競争ではなく、人の傷み、苦しみ、弱さを思いやるふれあい教育を神奈川の教育にしていこうと流れから設

置に至りました。具体的には、'86年の検討会設置で、行政が先にあった先生の取り組みに学んでいくことからスタートしました。'88年には、現場の先生や、学識者から協力を得て、在日韓国・朝鮮人の在籍調査および実態と差別体験あるいは日本社会の持つ差別意識や同化志向、先生の意識などを学んで、初めて現場へ問題をおろして、本名や、歴史教育について指導しました。'90年の指針策定では、在日韓国・朝鮮人にかかわる教育が人権教育に立脚してなかったことの反省のうえに、①日本人が差別をなくそう②外国人が民族の誇りをもっていけるように支援していく、この2点を重視しました。また、「主として韓国・朝鮮人」となっているのは、韓国・朝鮮人が特別な歴史的背景をもっていることと、韓国・朝鮮人教育としないで、「かかわる教育」としています。現在の取り組みは、(1)啓発推進事業、(2)調査研究の推進、(3)推進体制の整備です。まだ2年足らずなので、勉強を続けていきたいのです。

会場からの質問で、在日外国人教育連絡協議会は単年だが検討中ということ、また、人権教育・ふれあい教育の担当者は班で6人、総務企画主幹が1名とこのことが話されました。



「大阪府外教」がめざす研究と実践

大阪府在日外国人教育研究協議会研究顧問 稲富 進

大阪の人権教育運動のなかで、'60年代までは在日韓国・朝鮮人は視野に入っていなかったが、'70年代からの人権教育の見直しから各地の持続的な運動の積上げの結果「府外教」が設立された。

新たな外国人の渡日を生んでいる今日の社会状況のなかで在日韓国・朝鮮人教育がまだ十分でない中、新たな問題に直面しています。「府外教」では、府立高校外教を組織して、進路保障を模索したいと思います。また、今まさに、多様な国の子ども達が日本の教育現場に入ってきています。これに対して文部省では、日本語促進のための加配しか頭にありません。これは「同化」教育でしかなく、同じ間違いをしようとしています。これに対して、「府外教」が指針を示せるようにしなければなりません。在日韓国・朝鮮人教育と他の外国人の教育の違いと共通性をきちんと見たいと思います。なぜその子がここにいるのかという歴史的背景と社会的背景の違いを正しく教えていかなければならない問題なのは、日本の子ども達がもっている排外性なのだという事を意識しなければなりません。在日韓国・朝鮮人教育を進めていくことが他の外国人の子ども達の教育の中身に影響

を与えるだろうと思っています。

兵庫の保護者会活動

キム キョンジャ

兵庫在日外国人保護者会 金 慶 子

1991年5月9日に全国で初めて県レベルの外国人保護者会が結成されました。結成に至るきっかけ、趣旨、経過が金さん自身の思いと共に報告されました。

3、4年前から各種の外国人教育セミナーで散発的に出合った保護者が、普段点在していて、子どもの本名の問題や、悩みを自分の中だけにしまっていたのが「私ひとりと違ってんなあ」と出し合っているなかで出来てきました。点在しているオモニたちが会って元気がでる場、もらう場、日本人と会って元気がでる場を趣旨に、現在、交流を主に活動しています。一周年記念では子どもによるパネルディスカッションを催しました。行政交渉に参加して、今までは、先生の後ろからついていったけど、今は学校に変えてほしいといえるまでになりました。私たちも先生に育てられたなあと思います。各地へ講演に行き、日本人に朝鮮人の声を届けることの大切さも知りました。また、民族衣装のリサイクルをやって試着会をするんですが、これは子どもに大受けです。兵庫は広くて南の方でしか集まってないけれど、だんだん各地ー神戸、

尼崎、など一独自の集まりに拡がっています。西宮では指針が策定されたけど現場の先生はまだまだ知りません。もっと形になるようにしていかなければ、と思います。ここ5年ぐらいの出会いのなかで変わってきました。「私たちが心をひらくと日本人も心をひらくし、日本人が心をひらくと私たちも心をひらく」と実感しました。小学校へ行くと考えさせられたり、励まされたりします。偏見は親から子へ受け継がれていると思います。「日本をよくしたいと思う」と話すと、びっくりされて「外国人は外国人で、日本人だけが日本をよくしたいと思ってると思ってた」という意見が多いです。外国人と共に生きていこうという視点がないと思いました。市外教も県外教もないのでこれからもっと頑張っていきたいです。

第5分科会

法的地位

外国人登録法改正について

キム キョンドク

弁護士 金 敬 得

今回の外国人登録法「改正」について述べたいと思います。現在、外国人登録

者数は107万人ほどですが、そのうち永住者は64万人ほどで、政府はこの永住者すべてが指紋を押さなくてよくなったと宣伝していますが、'87年「改正」の時点で原則として指紋の再押捺義務はなくなっていますので、今回「改正」で'93年度中に押捺しなくてよい人は、永住者のうち16歳になる約1万人程度の見込みです。この1万人という数は、'85年国籍法改正により、日本国籍取得者が今後ますます増加するものと考えれば年々減少する傾向にあり、すなわち旧植民地出身者の子孫である特別永住者は減少していくということで、政府は、それらの人の指紋は採れなくてもかまわないと判断している様です。次に一般の外国人については、1年以上日本に在留する人は従来通り指紋を押さなければならず、それらの人々が将来一般永住者になっていく場合でも必ず一回は押捺している訳で、結局、法務省は指紋を管理できることになる訳です。特別永住者が減少し、一般永住者が増加していけば、将来的には、全外国人の指紋は結局一度は採られる訳です。次に家族登録の問題ですが、この登録そのものの人権侵害性が言われていますが、私個人の考えでは、住民基本台帳法並みになったということでは、内外人平等に反しないので現状では、やむを得ないと思っています。あと、刑事罰規定の問題は一部若干の改正があっただけでとるに足らないものです。今後の課題としては、全外国人に指紋押捺を廃止し、常時携帯、

提示義務、罰則規定をなくしていく運動を進めていかなければならないと考えます。

福井参政権裁判の内容と

考える会一年の活動紹介について

在日外国人の参政权を考える会 榎 道岡淳一

参政権問題が脚光をあびてきたのはつい最近のことという感がありますので、みなさんと共にこの問題を考えていこうと思っています。そのつもりで聞いていただければと思います。まず、福井の参政権訴訟を簡単に説明しますと、この訴訟は1991年5月に提訴され、次の2点が要旨です。まず、①原告4名に選挙人名簿の登録がなされていないのは違法であるということ、②参政権がないことによって受けた精神的苦痛に対する損害賠償です。①の違法訴訟は全国で初めてです。この訴訟をやっていく上での原告側の主張を3つ挙げたいと思います。まず、①“在日韓国・朝鮮人の歴史性”ということ、次に②“参政権をめぐる法律上の問題”です。これは原告らの生活の基盤が日本にあり、納税などの義務を日本人と同様に果たしており「住民」に相当するのは明らかであり、地方参政権について国籍要件を規定してある法律（地方自治法等）はおかしいし、憲法にも、B規約の内外人平等の原則にも反しているとい

う主張です。3つ目は、③“参政権保障の国際的潮流”ということです。これは北欧のいくつかの国である条件のもとに地方参政権を保障しているという事実です。これらの3点を主な主張として訴訟を進めています。次に考える会の活動と裁判の経過について報告したいと思います。発足当時は、約30名の会員は現在100名ほどで事務局会議も30回を越え機関紙も10号まで出ています。裁判自体は実質的審理には至っておらず、まだ入口論争です。しかしこの間の活動の成果（承認を求める署名活動等）もあって、次回第7回口頭弁論では、B規約と参政権の関連について原告、被告の見解を聞くというところまでこぎつけました。この参政権の問題については様々な意見があると思いますが、少なくとも投票に行くか行かないかの選択権があってしかるべきだと思います。また、政治的発言権がないということ、いかに日本人にしろせていくかということのためにも、この裁判は意味あるものだと考えています。

滞日外国人労働者と

労働法・社会政策

RINK 金築 清

滞日外国人労働者と労働法、社会政策に関して述べたいと思います。現在、いわゆる出稼ぎ外国人労働者は50万人以上

といわれています。在留者の内訳も様々であります。戦後労働法は労資関係の近代化をめざし、改革、制定されてきました。この労働法には国籍条項はなく、いわゆる資格就労者にも適用されます。しかし実情はどうでしょうか。給与面においても多くの労働違反が行われています。封建的労働関係が外国人雇用において復活していると言えます。労災問題に関していうと、労災保険法は資格外の労働者にも適用されることにはなっていますが雇用者や病院がその適用を知らなかったり、入管法上の罰則を恐れて労災隠しをし、「救済第一、通報せず」の立場で公用者に外国人の健康保険を促進させる必要があります。最後に、「国際化、国際貢献」が声高に叫ばれていますが、滞日外国人をめぐる人権状況は、日本の国際性の水準を示しています。在日韓国・朝鮮人の権利獲得運動は、今後の滞日外国人の水路になり得るものでしょう。また在日韓国・朝鮮人が、出稼ぎ外国人労働者の雇用者であることもあります。この国に国際人権規範を確立することが今こそ問われています。



第6分科会

シンポジウム

民族差別と表現

東大谷高等学校教員

井上正一

「帰化人」という言葉は、いまだに高校教科書から消えておらず、“受験対策上”「帰化人」「渡来人」を併記しています。吉川弘文館の国史大辞典は「帰化人」で項目をたて、「渡来人」という言い方はおかしいと書いています。学問的な日本史の頂点に立つ書物がこのような見解を持っていることが問題です。

「朝鮮征伐」は「朝鮮出兵」と変わっています。ところが広辞苑では「朝鮮出兵」の項で「日本では朝鮮征伐、朝鮮では壬辰・丁酉の倭乱と呼んだ」と解説されています。「朝鮮征伐」を立項したうえで、きちんと解説すべきです。

「日韓併合」は、両国が対等合併したかのように、侵略の意味を隠すために使ったのです。併合時の官報は「韓国併合に関する条約」であり、正確には「韓国併合」とすべきです。

「京城(けいじょう)」は首都漢城を併合後そう呼ばせました。解放後ソウルに変わったにもかかわらず、日本人の多くはソウルは漢字では京城と書くという認識し

がなく、教科書も同様なのです。

朝鮮を「鮮」と略す言い方は、金光哲さんが“こべる”(京都部落史研究所、1992年2月号)で、秀吉の朝鮮侵略の頃から使われてきたと書いておられます。しかし併合以後、新聞の見出しなどで広まったということとは切り離して考えるべです。

奈良県外国人教育研究会

金井英樹

奈良県外教は1990年の発足以来、差別と排外の現実を変えていく教育に取り組んできました。その中の一つとして県外教が取り組んできたことを報告します。中教出版、教育図書、教育出版三社の書道教科書のアジア地図に、朝鮮半島北部に平壤(ピョンヤン)南部に京城(ソウル)とありました。単なる正誤訂正ではなく、教師や生徒が言葉の歴史を認識できるようにしてくれと要望しました。

「歌壇」という短歌の雑誌10月号に「被差別者への視線」の中で、元歌と解説に「鮮人」が何ヶ所か使われています。元歌は変えられませんが、それを引用する場合、歴史的な中で差別語が生み出されたことを注記してくれるよう求めました。

なだいなだ氏の「民族という名の宗教」(岩波新書)に「帰化人」という表現がでてきます。編集者は、国史大辞典などを理由に、多数派であると言い張り、な

だ氏は手紙で「帰化」は学術用語であると居直られてしまいました。

雑誌人権教育研究の「帰化人から渡来人へ」という授業実践で、生徒が教師に「定住する外国人が日本国籍をとったらその人のことは帰化人でしょうか、渡来人でしょうか」と質問し、「これは帰化人となる」という対応がありました。次号で質問書と執筆者の思いと編集部の見解がでる予定です。

兵庫在日韓国・朝鮮人

教育を考える会

上垣正明

戦後の歴史教科書が日本と朝鮮にかかわる問題をどのように表現してきたのかを調べました。

1961年の検定まで三省堂の教科書には「台湾征伐」が、1959年検定の中教出版、1960年検定の教育図書の教科書には「台湾の土人」という言葉が出てきます。「朝鮮征伐」は1954年文英堂の教科書にできます。

「京城」が、きちんと使い分けられるようになるのは1980年代の後半になってからです。

「日鮮修好条規」ですが、当時の太政官布告34号には単に「修好条規」とあります。前書きに、朝鮮国との修好条規を取り結びとあります。教科書では1965年に日鮮修好条規に統一されていきます。

「北鮮」「南鮮」ですが、1970年代末

頃まで国家の略称として使われています

1991年兵庫県立播磨工業高校で生徒に対するアンケートをしています。質問に「今たくさん在日韓国・朝鮮人が日本に住んでいるが、どうしてたくさん住んでいるのか、あなたは次のどれだと思いますか。その最初に出てきたのが「朝鮮征伐」だったのです。過去10年間ぐらい誰も疑問をもたず、しかも東播地区の同和教育の大会で実践報告されその場でも問題にならなかったということがありました。

全国在日朝鮮人教育研究協議会広島

笹川俊春

全朝教広島は1985年にでき、学習会の中で出てきたのが差別語の問題です。個人抗議では真摯な対応をしないということがあり、全朝教広島として取り組むようになりました。

朝鮮人生徒が辞書に「バカチョンカメラ」という訳が載っていたことへ抗議し、解放研の生徒が「北鮮」「南鮮」という言葉に抗議しました。

言葉を使った背景の説明を求めたとき、部落差別については社内研修をしているが、民族差別は一回もやったことがないということです。著者や発言者に話し合いへの参加を求めますが地元以外は出席していません。社内に朝鮮人がいるかどうか把握していません。採用にあたっては「国籍を問いません」の一文を入れ

てほしいと求めます。そのことがあってか今年中国新聞社では本名で採用されています。

「バカチョン」の「チョン」について、角川書店などは、「バカチョン」の「チョン」の由来は「のろま」「おくれたもの」という意味で、朝鮮人を蔑視するためのものではないと主張しています。語源はどうであっても現実には「チョン靴」など蔑視の意味を含めた使われ方をしており、抗議を続けていきたいと思います。

広島市ではソウルからの留学生の外登証に「京城」と書かれる、国連の明石康さんが1991年6月の国連軍縮シンポジウムで「北鮮」発言をするというようなことが起こっています。

民族差別と闘う大阪連絡協議会

小塩公子

1990年2月、日本航空機内誌「ウインズ」に「鮮人陶工」「帰化鮮人」という言葉が載りました。大阪民闘連の抗議によって、日本航空本社が社内に在日外国人問題の委員会を設置する、啓発につとめる、在日韓国・朝鮮人の採用に努力すると約束しました。

全国民闘連としての取り組みでは、厚生省の「戦傷病者戦没者遺族等援護法の手引き」に「北鮮」「南鮮」という言葉があり、1991年12月厚生省と話し合いをもちました。その回答は「北鮮、南鮮というのは北緯38度線をはさんだ朝鮮の省

略であり差別ではない」ということでしたが、朝日新聞へのコメントでは「差別意識はなかったけれども、「北鮮」、「南鮮」と略すべきではなかった。訂正したい」と言っています。

「北鮮海流」「東鮮暖流」という海流名が啓林館発行の教科書に出ていました。その海流名は文部省の編集している学術用語集海洋学編第3部がその出典です。文部省との話し合いでは、問題の第3部は参考までに載せただけで、文部省には責任がないということです。ただし指摘があったことへは対応するべきで削除するといえます。

宮沢首相著作の「戦後政治の証言」(読売新聞社発行)に「第三国人」という言葉があり、黒人差別をなくす会が抗議され、書きかえられています。

公的な機関が差別であるところをごまかす姿勢があるかぎり、根本的な解決には至らないのではないかと思います。

在日韓国・朝鮮人問題

学習センター代表
チョン ジョ ミョ
鄭 早 苗

1989年3月、当時の韓国の知識者たちが商業新聞として京城(キョソソ)新聞を発行していましたが、その後名称は変わっています。だから韓国でも京城という漢字を使っていたということです。1910年10月1日総督府令第2号によってそれまでの「漢城府」から「京城府」に変

えられます。それ以後はケイジョウであり、1924年5月京城帝国大学ができますが、この場合もケイジョウテイコクダイガクなのです。

日本の朝鮮半島に対する見方は、720年に日本書紀から、今まで変わっていません。神宮皇后に「三韓征伐」以来、朝鮮半島は日本の服属地域であるという認識で、“任那日本府”の存在を主張する学者が多数います。歴史認識の不足が不適切発言を生み、差別語を再生産しています。

省略が全て悪いわけではなく、2字目、3字目をとった省略もあります。「鮮」に関しては、朝鮮半島側の日本支配以前の資料で省略している文献は見えていません。内海先生の研究の通り差別語であると考えます。

平凡社の東洋史辞典では新羅⇒シラギ百濟⇒クダラでは出てきていません。シラ、ヒャクサイの項目を引かないと出てきません。しかし日本史の分野では、日本書紀の読み方がいまだに使われています。

「帰化」も「大臣」も天皇を頂点にした言い方です。ところが多くの人が問題だと思っていません。教育は非常に大事で、“任那日本府”が存在していると思われるような人々への啓発がすめば、「帰化」という言葉に対する認識も変わるのではないのでしょうか。